

答 申 第 5 9 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 4 年 2 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

本件審査請求は「特定工事に係る工事費内訳書等」（以下「本件対象公文書」という。）と同内容の開示請求に対する部分開示決定が行われたことにより審査請求の利益は失われたと認められるので、実施機関は審査請求を却下すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和3年7月10日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定工事の金入設計書、経費計算書、その他PPIに添付されていない数量等の根拠、考え方が分かる書類等全ての書類」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、本件対象公文書を特定し、令和3年7月26日付けで行った公文書非開示決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるというものである。

3 本決定について

実施機関は、本請求にかかる工事（以下「工事1という。」）」について、令和3年4月22日に入札を取止めた。その後、工事1から適用する単価の時点修正及び工期の変更を行った工事（以下「工事2という。」）を同年6月25日付けで再度入札公告した。

審査請求人は、同年7月10日付けで本請求を行い、それに対し実施機関は、工事2の契約事務が進行中であり、開示することで工事2の最低制限価格が類推することが可能となるため、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当することから、本決定を行った。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

工事1と工事2の採用単価年月が違うので、容易には工事2の最低制限価格の推測は不可能であり、また、重要な部分の施工単価において、単価採用基準を大きく変更している。

最低制限価格は複雑な計算のもとに積算されるため、発生材処理費等の最も積算上重要な金額を非開示にすれば部分開示は可能である。

本請求は取止めとした工事1の案件であり、当時進行中の工事2の最低制限価格は、一般的には正確に積算することが困難で、類推するにとどまり、1円でも単価が違えば1万円違ってくる最低制限価格なので、危惧される適正な事務執行に支障を及ぼす恐れは無い。

年度替わり、四半期替わりで三重県の大多数の施工単価も大幅に変更となる時期であり、例え類推したところで工事2の最低制限価格に到達することは到底困難で、支障を

きたす懸念はほぼないものとする。

また、応札者が積算するにあたり、最低制限価格へは到達しないまでも、施工数量や施工度合いをどう考えているのかを施工金額から推測するために、詳細な積算数量、施工金額等を知りたいと思い、開示を求めるものである。知る権利が最優先され、今後未来における情報開示における先進的な判断が下されるよう祈念する。

今後、その時点では開示されないということが続けば、私たちの開示する権利が侵されると思う。再度の開示請求に対する部分開示決定で開示された情報を本決定がされた時点で開示し、実施機関は説明責任を果たすべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件対象公文書には、工事2における工事費内訳書等の詳細に関する情報も含まれる。工事1は、令和3年4月22日付けで取止めとした案件であるが、本請求のあった時点において、同年6月25日付けで再度公告した工事2の契約事務が進行中であった。設計単価の時点修正等により工事費は一部修正しているものの、工事2の最低制限価格を類推することが可能である。契約事務が完了する前に当該情報を公にすることは、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあったことから、進行中の契約事務が完了するまでは条例第7条第6号（事務事業情報）に該当するとして非開示とした。そのため、本決定には、開示しない理由がなくなる期日として工事2の契約締結日を記載した。

よって、同年7月27日、審査請求人から再度、本件対象公文書を含む公文書開示請求（以下「再度の開示請求」という。）があり、これに対し実施機関は、同年7月30日に工事2の契約事務が完了し、開示決定等の期限までに開示しない理由がなくなったことから、同年8月5日付けで部分開示決定を行っている。

なお、審査請求人は、「工事費内訳書に一式という表現が多く、施工の内容が分からなかったため本請求をした。」と主張しているが、工事費内訳書で分からない施工内容については、明細書を添付しているため、その内容を確認すれば、工事費内訳書の「一式」の内容は把握できる。また、不明点があれば電子上で質問を出してもらい、それに対して県が回答するという制度があり、公平性や公正さという観点で、質問や回答は全てインターネット上で公開している。

6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の利益について

本決定がされた時点では、審査請求人は、本決定により条例に基づく本件対象公文書の開示を受ける権利又は利益を侵害されたこととなり、本決定の取消しを求める法律上の利益がある。

しかしながら、その後、審査請求人による再度の開示請求が行われ、実施機関は、工事2の契約事務が完了したことにより非開示理由が消滅し、令和3年8月5日付けで部分開示決定を行った。

なお、意見陳述にて審査請求人に聴取したところ、本件審査請求にて審査請求人が開示を求める情報については、再度の開示請求に対する部分開示決定で全て開示されたとのことであった。

このため、再度の開示請求に対する部分開示決定により、本件審査請求の利益は既に失われている。

(2) その余の判断について

なお、審査請求人は、今後、開示請求を行う県民の知る権利等が侵されることのないよう、本決定の妥当性の判断を当審査会に求めているが、上記のとおり、当審査会としては、審査請求の利益が認められないため、条例第7条第6号（事務事業情報）への該当の判断は行わない。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 9 . 1 5	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 3 . 1 2 . 2	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 3 . 1 1 . 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 2 . 2 2	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 3 年度第 5 回第 2 部会)
R 4 . 1 . 2 5	・ 審議 (令和 3 年度第 6 回第 2 部会)
R 4 . 2 . 2 4	・ 審議 ・ 答申 (令和 3 年度第 7 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。